

## 【感染症対策の強化について】

令和3年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、

**委員会の開催・指針の整備・研修、訓練（シミュレーション）の実施等**が義務づけられました。（令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置が設けられていますが、お早めに対応くださいますようお願いいたします。）

| キーワード                          | ポイント  |
|--------------------------------|---|
| 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する『委員会』 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の知識を有する者(※)を含む、幅広い職種による構成が望ましい。<br/>(※については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。)</li> <li>・構成メンバーの責任及び役割分担、専任の感染症対策担当者の明確化</li> <li>・おおむね6月に1回以上開催。<br/>(感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催)</li> <li>・テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器)の活用可。</li> </ul>   |
| 感染症の予防及びまん延の防止のための『指針』         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</li> <li>&lt;平常時の対策&gt;<br/>事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染症対策(手洗い、標準的な予防策)等</li> <li>&lt;発生時の対応&gt;<br/>発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等。<br/>また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備・明記しておくことも必要。</li> </ul>  |
| 感染症の予防及びまん延の防止のための『研修及び訓練』     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う内容とする。</li> <li>&lt;研修&gt;<br/>定期的な教育(年1回以上)を開催。新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい。研修内容についても記録することが必要。</li> <li>&lt;訓練&gt;<br/>平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的(年1回以上)に行うことが必要。<br/>感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染症対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとする。<br/>訓練の実施は机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。</li> </ul> |

\* 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生令37号)31条,104条,118条,203条) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令35号)53条の3,121条,139条の2,273条全文については各自御確認ください。

厚生労働省より以下の資料等が示されておりますので、御参照ください。

(厚労省ホームページ掲載)

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
- 「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」